

告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ越谷弥十郎店

埼玉県越谷市大字弥十郎四百九番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

私たち地域住民の願いは、ケーズデンキ弥十郎店出店に伴う来店車両の増加があっても、交通安全が守られることである。以下、同店出店に当たり県に提出された平成二十六年四月三十日付『大規模小売店舗届出書』（以下『届出書』）及び、その後の同社の地元対応などについて、意見を述べる。

(1) 県への要望

ケーズデンキに指導してもらいたいこと

・ 同店周囲の歩行者・自転車の通行量調査を行うこと。

・ 開店後は交通整理員を常時配置すること。

・ 地域住民、及び自治会へ、誠実に対応すること。対応する窓口はコンサルタント会社ではなく、ケーズデンキ社自身に設置すること。

県道八潮越谷線と市道二千百号線交差点の手押し信号機を、四方向を規制する通常の信号機に変更すること。そのために埼玉県警察など関係部署に働きかけること。

(2) 要望の理由

『届出書』通行量調査の問題点として、同店周囲を通行する歩行者・自転車の安全確保の視点が見えないこと。

通行量調査地点三か所のうち店舗予定地直近の場所は、同店北東側の信号機なしの交差点の二か所のみ。同店を取り囲む四辺は周辺住民が歩行または自転車で通行する生活道路である。しかも同店東側の市道二千百号線は、市立新栄中学校の通学路となっている。したがって交通安全の観点からいえば、むしろ同店に出入する車両が通行することになる同店周囲の歩道及び車道を通行する人・自転車の通行量をまず調査すべきである。

交通整理員の配置についても、周囲の歩行者・自転車の安全確保の姿勢が見えないこと。

届出書十一ページ第二項「歩行者の通行の利便確保」では、「歩行者通路確保のための対策」として、「駐車場の出口付近に停止線を設けて、来客車両のいったん停止の励行を促します」とある。これも同社の視点は「歩行者の通行の利便確保」にあり、歩行者の安全確保の観点は見えない。

しかも届出書四ページ、五（二）「左折入庫の徹底及び歩行者などの安全確保」の「歩行者」は、店外歩行者のことか、それとも同店敷地内歩行者のことか、不明确。むしろ同項三行目以下の二行部分の「歩行者等の専用口並び歩行者通路を設ける」の文言からは、同店敷地内での歩行者と車の関係について述べていると取らざるを得ない。

さらにその下の囲みの「交通への支障を回避するための方策」では、交通整理員について、配置時間 オープン時・繁忙時期、人数 状況に応じて適宜、時間帯 適宜配置予定、となっている。交通整理員を「何時、どこに、何人」配置するかは、同社の恣意的な判断のみで決めることになっている。しかし前述の通り、同店周辺は県道八潮越谷線側も含め、生活道路として常時、人と自転車が通行している。とりわけ日中は高齢者の自転車通行が多く、高齢者は、自転車の操作もとつさの判断も、ままならないことは周知の通りである。

以上のように、この届出書では、同店周辺の道路の歩行者及び、自転車の安全確保を第一に考える姿勢が読み取れない。しかし同店周辺の道路の歩行者、及び自転車の安全確保を考えれば、交通整理員を常時配置することが必要である。

また「駐車場の出口付近に停止線を設けて、来客車両のいったん停止の励行を促します」程度では、すべての同店出入車両の停止は期待できないことは、現在の運転者のモラル、事故の多さからみれば、明らかである。事故が起きてからでは、遅いことは言うまでもない。この点からも、交通整理員の常時配置が必要であると考ええる。

誠実な対応がなされているとは受け取りがたいこと。

同社の、同店出店にともなう要望や質問の受付窓口は、「コンサルタント会社 応用技術株式会社(代表 上田晃之)」となっている。上田代表は「地域住民などからの意見・要望等があれば、同社(応用技術)にFAX又はメール送付を」と言っている。しかし一般の人たちが、意見を述べるために意を尽くした文章を書くのは、かなり困難である。店舗出店に関わる対

応窓口は、コンサルタント会社への委託ではなく、本社広報担当あるいは、現地開店準備室などにするなど、出店企業はもつと地元住民「出店後の最有力顧客へ真摯に向き合い、誠実な対応を図るべきである。」

また県ホームページの、『大規模小売店舗立地法とは』の「説明会の開催」についての項では、「大規模小売店舗の設置者が説明会を開催します。（中略）周辺地域に新聞折り込みチラシ等で周知」としている。しかし年金生活者が増え収入減に伴い、また若年層の活字離れなども含め、新聞を購読しない家庭は大幅に増えている。したがって新聞折り込みでは、説明会開催の周知は不十分である。

地域住民への情報周知には、情報伝達力パー率の高い自治会を通じて回覧板を回すという方法も一つの例として考えられる。また、多少なりとも生活環境の変化が予想されるのだから、周辺の該当自治会（自治会長）を訪問するべきではないか。

信号機による安全確保対策について

「届出書」図三の、県道八潮越谷線と市道二千百号線が交差する場所には、手押し信号機が設置されている。同市道は前述のとおり新栄中学校の通学路であり、また来客車の南方向への右折通行が予測される。このことから、事故を未然に防ぐために、自動信号に変更することも方法の一つではないかと考える。

二 縦覧期間

平成二十六年十月七日から平成二十六年十一月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター